

林業経営改善計画認定による特例制度

令和6年1月4日時点

項目		改善計画未作成者	改善計画認定者
日本政策 金融公庫	林業経営育成資金(森林取得) 償還期限(据置期間) 貸付限度額	25年以内(据置25年以内) 個人 1,200万円 法人 2億5,000万円	35年以内(据置25年以内) 個人 7,000万円 法人 10億円
	林業経営育成資金(生産方式合理化) 金利 償還期限(据置期間) 貸付限度額	借入資格なし	有利子 10年以内(据置2年以内) 負担額の80%
	林業基盤整備資金(造林) 償還期限(据置期間) 貸付限度額	30,35年以内(据置20年以内) 負担額の90%	40~55年以内(据置25,35年以内) 負担額の90%
	林業基盤整備資金(林道) 償還期限(据置期間) 貸付限度額	20年以内(据置3年以内) 負担額の80%(林道集落排水 施設は負担額の100%)	25年以内(据置7年以内) 負担額の80%(林道集落排水施設 は負担額の100%)
	森林整備活性化資金 金利 償還期限(据置期間) 貸付限度額	借入資格なし	無利子 30年以内(据置20年以内) 負担額の2/7(特例適用の際は 1/2または3/5)
	農林漁業施設資金(主務大臣指定) 償還期限(据置期間) 貸付限度額	15年以内(据置3年以内) 負担額の80%(上限あり)	15年以内(据置3年以内) 負担額の80%(上限なし)
	木材産業等高度化推進資金 金利 償還期限(据置期間) 貸付限度額	借入資格なし	有利子 短期資金:1年以内 長期資金:5年以内(据置1年以内) 5,000万円~2億円
林業・木材産業改善資金 無利子 償還期間(据置期間) 貸付限度額	無利子 10年以内(据置3年以内) 1億円	無利子 12年以内(据置3年以内) 1億円	

※詳細は、各制度の要綱・要領等をご参照ください。